

育児 相談・手当・医療

10月から父子福祉資金
制度が創設されます。
ご相談ください。

母子・父子相談

母子・父子自立支援員が、母子や父子が日常生活
の中で抱えるさまざまな悩みごとの相談に応じます。
内容 子育て・離婚問題・就労・各種貸付制度など
☎こども課☎32-2065

児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計
を同じくしていない児童を養育している
人に支給します。
※詳しくは、お問い合わせください

＜お知らせ＞平成26年12月から、年
金額が児童扶養手当額より低い場合
は、その差額分が支給されるように
制度改正される予定です。

ひとり親医療

ひとり親家庭の親などと児童（18
歳誕生日の前日まで）の医療費（保
険診療分）の一部を助成します。
※詳しくは、お問い合わせください

☎こども課☎32-2065

わたしたちが あなたの子育て サポートします

子育てって忙しいですね。でもちょっとしたことで、
自分の時間がつくて気分転換ができたりします。市で
は、さまざまな子育てサポートサービスを実施していま
す。一人で悩まないでサービスを利用して、楽しみなが
ら子育てをしましょう。

いつでも気軽に
ご相談ください

健康増進課 真木保健師

育児相談

子育てに悩んだり、困ったりしたときは、まず
お電話ください。
※妊産婦・乳幼児は、4ページへ
☎こども子育て相談室☎32-7027

療育相談

子どもの言葉や行動などで気になることや、入園
・就学など、療育について相談を受け付けています。
☎療育センター（健康増進課内）☎32-2174

児童手当

中学校3年生までの児童を養育・監護（保護者として監督・
保護すること）している人に支給します。手当を受給するた
めには申請が必要です。手当は認定請求書を提出した日の翌月分
（出生、転入などの場合は事由発生日の翌日から15日以内であ
れば事由発生日の翌月分）から支給されます。

子ども医療

中学校修了までの子どもの医療費（保険診
療自己負担分）の助成を行います。

対象児童	外来診療	入院
小学校就学前	無 料	無料
小学生・中学生	1 割 (月額上限44,400円)	無料

申請に必要なもの
印鑑(認印)、子どもの健康保険証



こども課・こども子育て相談室・健康増進課の職員

子どもを市立の幼稚園や保育園(所)に預けたいと思っている
人は、こちらを参考ください。

子ども子育て支援新制度

で入園の仕方が変わります！

こども課 柿内主任

平成27年度から、子ども子育て支援新制度が本格スタートします。
それに伴ない、平成27年度からの市立幼稚園と保育園(所)の利用申し込みの方法が変わります。(私立幼稚
園の入所手続きに変更はありません)

新制度の利用の流れ

年齢と利用施設ごとに認定区分が分かります。

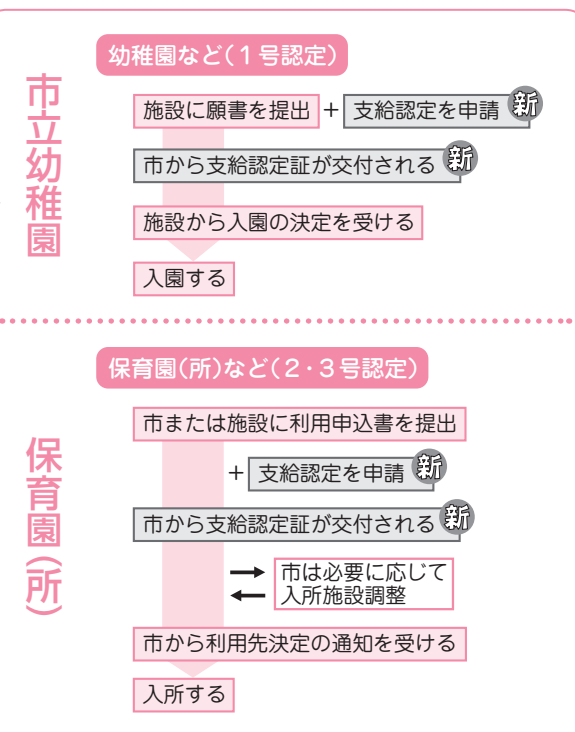
認定区分	対象と利用施設
1号認定	満3歳以上の子どもで、幼稚園での教育を希望
2号認定	満3歳以上の子どもで「保育の必要な事由※」に該当し、保育所での保育を希望
3号認定	満3歳未満の子どもで「保育の必要な事由※」に該当し、保育所での保育を希望

※ 「保育の必要な事由」とは、保護者の就労・妊娠や出
産・疾病や障害・親族の介護や看護・求職活動など

さらに、2号・3号認定を受けた人が保育を利用でき
る時間は、「保育の必要な事由」や就労などの時間数に
応じて、次の2つの区分に分かれます。

区分	保育時間
保育標準時間	1日11時間まで
保育短時間	1日8時間まで

※詳しくは、「平成27年度保育園(所)入所申請のご案内」をご覧ください。(10月20日以降から、こども課、
各支所、園(所)にて配布します。(市ホームページからもご覧いただけます)



平成27年度入園児を募集します！



市立幼稚園

募集対象 市内に在住する次の幼児
5歳児＝平成21年4月2日～
平成22年4月1日生まれ
4歳児＝平成22年4月2日～
平成23年4月1日生まれ

保育料 平成27年3月頃決定予定
申込方法 支給認定申請書と入園願書に記入し、
入園を希望する幼稚園に提出
募集期間 11月4日(火)～11月28日(金)
☎各市立幼稚園またはこども課☎32-7028

保育園(所)

募集対象 市内在住で小学校就学前の保育を必要とする乳幼児
保育料 世帯状況や所得状況、年齢などによって決定します
申込方法 支給認定申請書、入所申込書などに記入し、こども
課、各支所市民生活課または入所を希望する保育園(所)に提
出
※詳しくは、こども課、各支所市民生活課または、各保育園(所)
に置いてある「入所申請のご案内」をご覧ください
募集期間 11月4日(火)～28日(金)
新規・転園申込者への面談 12月8日(月)～19日(金)
☎こども課☎32-7028または各市内保育園(所)